

令和4年度事業計画書

公益社団法人全日本トラック協会

〔I〕策定基調

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みを経験したが、再び回復基調に向かって動き出している。

政府は、新たなオミクロン株感染症への対応を図りながら、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにし、新しい資本主義の実現に取り組み、経済の再生と所得の向上を実現するとの見通しを示している。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、燃料価格高騰に係る対応をはじめ貨物自動車運送事業法の改正に伴う「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金の収受が図られるよう全力を傾注する。そのほか、物流を維持していくために優秀な人材を確保するとともに、高速道路料金の割引など使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXの推進など、物流のさらなる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、持続可能なトラック運送業界の実現を図るため、環境・SDGs対策をすすめることとしている。

については、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和4年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策として13本の柱を立て、諸活動を積極的に展開し、我が国の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

【最重点施策】

- (1) 燃料高騰対策等の推進
- (2) 「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受
- (3) 荷主対策の深度化の推進
- (4) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保
- (6) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (8) 新技術を活用した物流DXの推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 環境・SDGs対策の推進
- (3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (4) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (5) 新型コロナウイルスへの対応

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

（１）燃料高騰対策等の推進

①燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

- ・政府与党及び行政機関等に対し、燃料高騰分の価格転嫁のための対策（燃料サーチャージ等）、燃料税制対策、補助支援制度の創設、供給量の増加によるエネルギー価格低廉化方策の実施等について、強力に要請する。
- ・燃料サーチャージの収受に向けて、Web 広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開し、事業者が収受できるような環境整備の充実を図る。

②自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ・自家用燃料供給施設に対する助成を実施するとともに、助成を受けた給油施設のネットワーク化を行い、大災害等の際の緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。
- ・軽油等燃料費対策および環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃費基準を達成した排出ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設等の整備に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

③石油製品価格動向調査の実施

- ・石油製品価格の動向を調査し、石油製品及び石油製品間の需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

（２）「標準的な運賃」の活用等による適正な運賃・料金収受

①「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の収受

- ・荷主等に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることについて積極的に広報・周知活動を行う。
- ・標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催するとともに、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断助成を行う。

②その他

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化資金融資を推進し、当該関係利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット等を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。

（３）荷主対策の深度化の推進

①荷主対策の深度化の推進

- ・事業者の違反原因行為をしている荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。
- ・国土交通省と連携し、事業者の違反原因行為をしている荷主情報を収集する。

(4) 長時間労働の是正及び取引環境の改善等への適切な対応

①長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応

- ・国土交通省及び厚生労働省と連携を図り、中央及び都道府県の協議会が引き続き適確に運営されるよう、都道府県トラック協会と関係情報を共有し、地方協議会における事業を支援する。
- ・令和5年4月からの月60時間超の時間外割増率50%の中小事業者への適用について、幅広く周知徹底を図り、時間外労働上限規制への対応状況等を把握する。
- ・「同一労働・同一賃金」について、セミナー等を通じて、判例を踏まえた考え方や必要な対策等の周知徹底を図る。
- ・職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進を図る。

②改善基準告示の見直しに向けた対応

- ・厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」に積極的に対応し、各都道府県トラック協会の要望を踏まえ、関係行政機関等と適切な情報交換等を行う。
- ・改善基準告示の見直しの内容について、都道府県トラック協会や会員事業者に積極的な周知を図り、令和6年4月からの施行に向け遺漏なき対応を図る。

③ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- ・「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主やトラック運送業界に引き続き周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに対し、積極的な対応を図る。
- ・「総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)」に盛り込まれているパレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図り生産性向上に努める。

(5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保

①高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- ・インターンシップ登録サイトの充実、インターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、高等学校等へのインターンシップ活用の周知を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- ・準中型免許取得、5トン限定準中型免許限定解除等に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。

②女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- ・厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の推進により、就職氷河期世代の運転免許取得を支援し、トラックドライバー確保の促進を図る。

③事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

④運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ・19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度創設」について周知を図るとともに、中・大型車への「AT限定免許」制度創設について、関係機関に働きかけることにより、トラック運送業界への新たな人材確保につながる取り組みを推進する。
- ・運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係わる課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

⑤外国人労働者の活用に向けた対応策の検討

- ・外国人労働者の活用に向け、運転に加え荷役、検品等専門性の高い作業を包含した一連の作業を総合的に考慮した業務を技能実習2号移行対象職種及び運転業務を特定技能の対象分野とすることについて、自民党外国人労働者等特別委員会等に対し要望してきたが、引き続き関係機関等と調整し検討を進める。

(6) 交通及び労災事故の防止対策の推進

○交通事故防止対策

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

- ・「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、各都道府県トラック協会と連携し、事故防止対策の推進を図る。
- ・特に、目標達成に大きく届かない地域を中心に、支部レベルでの「出前セミナー」の実施等を通じて交通事故防止対策を強化する。
- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策を行う。
- ・交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚をし、WEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを実施する。
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の対象施設の拡充を図り、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図る。
- ・車輪脱落事故が増加傾向にあることから、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

②飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底し、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。
- ・飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ・また、交通対策委員会の決議を踏まえ、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、会員事業者等と連携した取り組み強化を図る。

③安全対策機器等の普及促進

- ・先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図り、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進を図る。

④高度なIT点呼システムの普及拡大

- ・デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及および適用範囲の拡大を図る。
- ・輸送の安全体制の確保を前提として、AIロボット等の点呼への活用など運行管理の効率化に取り組む。
- ・自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の導入を支援する。

⑤「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑥駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

⑦全国トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を実施する。

⑧トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、トラックステーションの管理運営について、利用実態を踏まえた運営方法の見直しや施設の閉鎖・売却を行うなど運営の効率化を図りつつ、施設の経年劣化に応じた大・中規模の修繕を行い、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な保全及び運営に努める。
- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップ並びにごみ不法投棄禁止の徹底を期すなど、業界のイメージ・アップを目指し環境啓発活動を推進する。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、SAS対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第13次労働災害防止計画（2018～2022）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

④フェリー利用等の推進に向けた対策

- ・北海道・四国・九州～本州間等のフェリー利用等について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設の要望など、フェリー利用等の推進に向けた対策の検討を行う。

（7）高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

①大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充

- ・新型コロナウイルス感染症や燃料価格高騰の影響で、トラック運送事業者は大きな影響を受け、厳しい経営状況になっている。そのため経済が正常に回復するまでの間、大口・多頻度割引の実質50%割引の適用について、政府・与党等に対し要望活動を行う。

②高速道路料金の更なる割引の拡充

- ・トラックの利用促進を図り、輸送効率の改善及び交通安全・環境面の向上に資するため、高速道路料金の更なる割引の拡充について、以下の項目に関して、政府・与党等に対し要望活動を行う。
 - ・深夜割引適用時間帯及び割引率の拡充
 - ・長距離逓減制割引の拡充
 - ・本四高速におけるNEXCOと同様の割引制度導入

③「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- ・大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

④高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- ・トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携し、国土交通省等に対し要望活動を行い、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図る。

⑤高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化などの安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携を図り、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑥SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- ・労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、SA・PA、道の駅における大型車又は特大車用の駐車スペースや、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑦中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

- ・ドライバーの長時間労働の抑制等働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクタエリア）の設置箇所を拡大するよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑧道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- ・車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、国土交通省や警察庁に対し要望活動を行う。
- ・軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。
- ・令和4年4月から運用が開始される新たな特殊車両の通行制度について、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準、手続きの負担感が小さく使い勝手のよいシステムの実現等の利便性向上策を講じるよう、国土交通省に対し要望活動を行う。

(8) 新技術を活用した物流DXの推進

①自動運転及び環境対応車等の新技術への対応

- ・2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策をうけて、電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転など新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

② I T化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

- ・中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策を行う。また、先進活用事例や情報セキュリティ対策等を幅広く周知するとともに、セミナーを開催するなど I T活用の推進を図り、事業者における人材不足や業務効率化に資するための生産性向上等を支援する。
- ・輸送効率向上と I T化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を支援する。

③新・総合物流施策大綱に基づく物流 D Xの推進

- ・「総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）」の柱のひとつである物流 D X を推進するため、国土交通省が設置した官民物流標準化懇談会等に積極的に参画するとともに、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、物流 D X による生産性向上に向けた取り組みを進めていく。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・自動車関係団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。

(2) 環境・SDGs 対策の推進

①「環境ビジョン 2030」の推進

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン 2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

②SDGs(持続可能な開発目標)への対応

- ・「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ SDGs 達成に向けた取組を推進する。

③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計など EMS 機器等の導入のための補助事業を促進する。
- ・エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

④環境対応車の普及促進

- ・環境対応車である天然ガス及びハイブリッドトラック等の導入を促進する事業を実施する。

(3) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

①巡回指導等の充実強化による法令遵守の徹底

- ・巡回指導は、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。
- ・法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- ・巡回指導を通じて、社会保険等の未加入・未納事業者に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導する。
- ・地方実施機関に対する巡回指導の実態調査等により、巡回指導の指針、マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
- ・適正化事業指導員の専任化を推進し、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ・「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関や地方実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ・Gマーク制度の普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図るとともに、Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するGマークの安全優位性についての周知及びGマーク取得事業所に対するインセンティブの拡充に努める。
- ・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- ・令和5年度からの実施を検討しているGマーク制度の見直しについて、事前の周知を行う。

③適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- ・全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得たテーマを設定し研修の高度化を図る。
- ・運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し情報の共有を図り、地域の諸課題について討議を行う。
- ・全国研修を補完する小規模グループ研修では、模擬巡回指導やグループ討議等の実施により、評価手法の全国均一化を図る。
- ・適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

（4）大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び迅速な対応

- ・全ト協「防災業務計画」に基づき、必要な体制整備を推進する。また、これまでの大規模自然災害対応等を踏まえつつ緊急物資輸送体制の確立を図り、迅速な対応に向けて、指定公共機関6社及び各都道府県トラック協会との連携を強化する。
- ・指定公共機関と連携し、国等の関係機関の訓練に積極的に対応する。また、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会間の緊急通信体制の整備及び情報伝達の訓練を行う。
- ・トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した緊急給油ネットワークの整備を推進する。
- ・大規模自然災害発生時のBCP（事業継続計画）について、ガイドブック等を活用し周知する。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- ・会員事業者や都道府県トラック協会役職員等を対象とした研修を開催し、災害物流専門家の育成に努める。
- ・災害物流専門家の育成に当たり、各都道府県トラック協会・会員事業者との連携及び自治体との情報共有のあり方について検討を進める。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

(5) 新型コロナウイルスへの対応

①新型コロナウイルスへの対応

- ・ 国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会の答申を踏まえた経営基盤強化対策を推進する。

(6) その他

①各種広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進及び機関紙等による会員事業者向け情報提供

- ・ 地元テレビ局等でのPRのため、労働力確保および業界イメージ向上のためのテレビCM素材を制作し、各都道府県トラック協会およびブロック協会に配布する。
- ・ 若年者が集う全国の主要都市（東京、愛知、大阪など）の大型街頭ビジョンや映画館、SA・PAや電車内のデジタルサイネージ等の各種媒体を活用して上記テレビCM素材を放映し、若年労働力確保のための積極的なPRを行う。
- ・ 機関紙「広報とらつく」（毎月1日・15日発行：年間23回、1回の発行部数55,000部）を発行し、紙媒体のほかホームページにも電子版を掲載することにより、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関、荷主企業、一般にも広く業界の活動をPRする。
- ・ ホームページやYouTube、SNS等の各種デジタル媒体を積極的に活用し、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。
- ・ 10月9日「トラックの日」を中心に全国紙、業界紙、ホームページ等各種メディアを活用するとともに、全国統一ポスターを作成・配布するなど、エッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する広報活動を展開する。
- ・ 荷主等に対しトラック運送業界の現状を訴え、適正取引の推進、標準的な運賃の收受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

②引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- ・ 引越事業者優良認定制度の普及促進を図り、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- ・ 一般消費者からの輸送相談に対し、関係行政機関、法律専門家等との連携により迅速・丁寧な対応に努める。
また、優良認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修において輸送相談内容をフィードバックし、消費者トラブルへの適切な対応に努める。
- ・ 引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越運送事業者として必要な知識の周知徹底を図る。
更に、引越講習認定講師の確保・育成に取り組む。
- ・ 引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

③全ト協・都道府県トラック協会の会員及び役職員等に対する研修の充実及び能力の開発

- ・新規に採用された若手職員等に対して、トラック運送業界の基本的な知識の習得や現場研修を通じて職員として必要な能力を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図る。

④海外関係団体・関係機関との交流の促進

- ・IRU（国際道路輸送連盟）をはじめとした海外の行政機関及び関係団体等との交流を促進する。